平成２９年（フ）第６８５号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁９番地57
債務者　北橋　敏幸
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７５３号
堺市中区深井中町1135番地14
債務者　松本　和也
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６６号
大阪府松原市三宅西２丁目７番４号
債務者　トータルクリエイトこと　花籠　謙二
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７３号
大阪府羽曳野市島泉７丁目９番15号
債務者　田所　和子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７８４号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目５番11号
債務者　黒石　裕紀
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７９８号
大阪府藤井寺市大井３丁目２番34号
債務者　鍛治　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８１２号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟804号室
債務者　江崎　**龍**美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８１４号
堺市西区北条町２丁４番５号　小林マンション３Ａ、前住所大阪府和泉市府中町４丁目19番11―405号
債務者　堤　　雅惠
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２２号
大阪府富田林市伏見堂95番地　汐の宮温泉病院、住民票上の住所大阪府富田林市寿町２丁目５番４号（206）
債務者　塩塚優理子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２７号
堺市西区浜寺石津町西３丁３番３号　サンシャイン石津川303号
債務者　稲井　幸治
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２８号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番134―507号
債務者　樋口　久就
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８２３号
東京都江東区塩浜２丁目11―６　社会福祉法人東京蒼生会新幸荘１―222
債務者　飛石　貴子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８４４号
東京都葛飾区堀切７丁目19―13―302
債務者　曽我部　侑
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８４７号
東京都足立区江北６丁目30―10―104
債務者　長井　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８９４号
東京都大田区東矢口１丁目９―２　ベルサイユ池上ＮＯ．３　105
債務者　林　　真澄
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９０８号
東京都中央区築地７丁目17―６　田所ビル４Ｆ
債務者　越田ちゆき
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部